

●主な日常生活用具の種類

用具の名前 (基準額)	障がい及び程度	用途・性能	耐用 年数
視覚障がい者用時計 (触読時計 10,300 円) (音声時計 13,300 円)	(1)視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年
点字タイプライター (63,100 円)	就労中(就労見込みを含む。)または就学中の方で (1)視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	視覚障がい者(児)が容易に操作できるもの	5年
視覚障がい者用 ポッドホルダー (再生のみ 48,000 円) (録音再生 89,900 円)	(1)視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	①音声などにより操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音ならびに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障がい者(児)が用意に使用できるもの。 ②音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障がい者(児)が用意に使用できるもの	6年
電磁調理器 (41,000 円)	(1)視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者または当該身体障がい者と同程度の障がいがある難病患者等であって、同程度の障がいがある者のみの世帯(当該世帯に準ずる世帯を含む。)に属する方 または (2)療育手帳制度に基づき、北海道が判定する障がいの程度がAである者(以下「重度知的障がい者」という。)であって、18歳以上の方	視覚障がい者等が容易に使用し得るもの	6年
視覚障がい者用 音声式体温計 (9,000 円)	視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者または当該身体障がい者と同程度の障がいがある難病患者等のみの世帯(当該世帯に準ずる世帯を含む。)に属する学齢児以上の方	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年
点字図書 (購入に要する費用の額)	主として点字により情報を入手している方で (1)視覚障がいがある身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	点字により作成された図書	

用具の名前 (基準額)	障がい及び程度	用途・性能	耐用 年数
視覚障がい者用体重計 (18,000 円)	視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者または当該身体障がい者と同程度の障がいがある難病患者等のみ世帯(当該世帯に準ずる世帯を含む。)に属する方	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年
視覚障がい者用読書器 (268,000 円)	この装置の使用により文字等を読むことが可能になるが学齢児以上の方で (1)視覚障がいがある身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年
点字器 (標準型 10,400 円) (携帯用 7,200 円)	学齢児以上の視覚障がいがある方	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	標準型 7年 携帯用 5年
歩行時間延長信号機用 小型送信機 (7,000 円)	学齢児以上のもの (1)視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10年
点字ディスプレイ (383,500 円)	生活の様態等からこの装置が必要であると認められる方で (1)視覚障がいの級別が2級以上であり、かつ聴覚障がいの級別が2級の重度重複障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
地デジ対応ラジオ (30,800 円)	(1)視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	5年
視覚障がい者用 活字読上装置 (115,000 円)	学齢児以上の方で (1)視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者 (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	6年
視覚障がい者向け パーソナルコンピューター (100,000 円)	学齢児以上の方で (1)視覚障がいの級別が2級以上の身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	視覚障がい者(児)向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフト	6年

用具の名前 (基準額)	障がい及び程度	用途・性能	耐用 年数
聴覚障がい者用 屋内信号装置 (87,400円)	聴覚障がいがある身体障がい者または当該 身体障がい者と同程度の障がいがある難病 患者等のみで構成される世帯(当該世帯に準 ずる世帯を含む。)に属し、生活の様態等か らこの装置が必要であると認められる方で (1)聴覚障がいの級別が2級以上の身体障が い者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	音や声などを視覚、触覚等によ り知覚できるもの	10年
聴覚障がい者用 通信装置 (71,000円)	この装置がコミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認められる学齢児以上 の方で (1)聴覚障がいがあり、または音声機能若し くは言語機能に著しい障がいがある身体障 がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	一般の電話に接続することが でき、音声の代わりに、文字等 により通信が可能な機器であ り、障がい者(児)が容易に使用 できるもの	5年
聴覚障がい者用 情報受信装置 (88,900円)	この装置によりテレビジョンの視聴が可能 となる方で (1)聴覚障がいがある身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	字幕及び手話通訳付きの聴覚 障がい者(児)用番組並びにテ レ番組に字幕及び手話通訳 の映像を合成したものを画面 に出力する機能を有し、かつ、 災害時の聴覚障がい者(児)向 け緊急信号を受信するもので、 聴覚障がい者(児)が容易に使用 し得るもの	6年
携帯用会話補助装置 (98,800円)	学齢児以上の方で (1)聴覚障がい、音声機能若しくは言語機能 の障がいまたは肢体不自由がある身体障が い者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	携帯式で、ことばを音声又は文 章に変換する機能を有し、障が い者(児)が容易に使用し得る もの	5年
人工喉頭 (笛式 5,000円) (気管カニューレ 3,000円) (電動式 70,100円)	音声機能または言語機能障がいがある身体 障がい者であって、喉頭を摘出した方または 常時埋込型の人工喉頭を使用する方	電氣的に作られた振動音をの どに当てて空気の振動として 伝えて会話をする装置や、気管 孔に装着することで発声が可能 になるもの	笛式 4年 気管カニューレ 4年 電動式 5年
便器 (4,900円) ※介護給付優先	(1)下肢または体幹の機能に係る肢体不自由 の級別が2級以上の身体障がい者であって、 学齢児以上のもの または (2)常時介護を要する難病患者等	障がい者が容易に使用し得る もの(手すりをつけることがで きる。取替えに当たり住宅改修 を伴うものを除く。)	8年

用具の名前 (基準額)	障がい及び程度	用途・性能	耐用 年数
特殊便器 (166,320 円)	学齢児以上の方で (1) 上肢の機能に係る肢体不自由の級別が2級以上の身体障がい者 (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等 (3) 排便後の処理に係る訓練を行っても自ら排便後の処理を行うことが困難である重度知的障がい者	足踏ペダル等にて温水温風を出し得るもの(取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
訓練用ベッド (159,200 円)	この用具の使用により下肢もしくは体幹機能の向上または維持が見込まれる難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
特殊マット (21,560 円) ※介護給付優先	(1) 3歳以上の下肢または体幹の機能に係る肢体不自由の級別が1級の常時介護を要する者 (2) 3歳以上の重度知的障がい者 (3) 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
酸素ホウ ン 運搬車 (17,000 円)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者やその介助者が容易に使用し得るもの	10年
特殊寝台 (169,400 円) ※介護給付優先	(1) 下肢または体幹の機能に係る肢体不自由の級別が2級以上の身体障がい者 または (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
特殊尿器 (73,700 円) ※介護給付優先	(1) 学齢児以上の下肢または体幹の機能に係る肢体不自由の級別が1級の常時介護を要する身体障がい者 (2) 自力で排尿することができない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
入浴担架 (82,400 円)	入浴に介助を要する3歳以上の方で (1) 下肢または体幹の機能に係る肢体不自由の級別が2級以上の身体障がい者 または (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変換器 (16,500 円) ※介護給付優先	(1) 下肢または体幹の機能に係る肢体不自由の級別が2級以上の身体障がい者であって、下着交換等に介助を要する学齢児以上の方 または (2) 寝たきりの状態にある難病患者等	介助者が障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年

用具の名前 (基準額)	障がい及び程度	用途・性能	耐用 年数
入浴補助用具 (99,000円) ※介護給付優先	入浴に介助を要する方で (1) 下肢または体幹の機能に係る肢体不自由がある身体障がい者 または (2) 難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
移動用リフト (159,000円)	3歳以上の方で (1) 下肢または体幹の機能に係る肢体不自由の級別が2級以上の身体障がい者 または (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	介護者が重度身体障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年
歩行支援用具 〔手すり・スロープなど〕 (66,000円) ※介護給付優先	家庭内の移動等において介助を要する3歳以上の方で (1) 平衡機能障がいまたは下肢若しくは体幹の機能に係る肢体不自由がある身体障がい者 または (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ア障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものイ転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年
居宅生活 動作補助用具 〔住宅改修費〕 (200,000円) ※介護給付優先	学齢児以上の方で (1) 下肢もしくは体幹の機能に係る肢体不自由または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能に限る。)の級別が3級以上の身体障がい者 (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等 ※住宅改修については、固定資産税の減額措置があります。	障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ※施工前の写真が必要	
歩行補助杖 〔一本つえのみ〕 木材 2,200円 軽金属 3,000円 ※夜光材 410円 ※全面夜光材 1,200円 ※外塗装 260円	歩行バランスの調整、歩行パターンの矯正等を必要とする方で (1) 肢体不自由がある身体障がい者 または (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	歩行時に身体を支え安定することのできるもの	3年

用具の名前 (基準額)	障がい及び程度	用途・性能	耐用 年数
収尿器 男性用普通型 (7,700 円/月) 男性用簡易型 (5,700 円/月) 女性用普通型 (8,500 円/月) 女性用簡易型 (5,900 円/月) 尿管瘻 (11,639 円/月)	尿失禁を伴い、または尿路変更を行った方で (1) 肢体不自由がある身体障がい者 または (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	採尿器と蓄尿袋で構成され身体に固定して尿を溜めておく用具	1 年
透析液加温器 (51,500 円)	自己連続携帯式腹膜灌流法 (CAPD) により透析を行う方で (1) 腎臓機能障がいの級別が 1 級または 3 級の身体障がい者 または (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	透析液を加温し、一定温度に保つもの	2 年
ネブライザー 〔吸入器〕 (39,600 円)	主治医の意見書により、この装置が必要と認められる方で 呼吸器機能障がいの級別が 1 級または 3 級と同程度の身体障がい者または手帳未交付身体障がい児 または (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	薬等を霧状にして口や鼻から吸入することにより、痰をやわらかくしたり気管支を広げたりするもの	2 年
電気式たん吸引器 (62,040 円)	主治医の意見書により、この装置が必要と認められる方で (1) 呼吸器機能障がいの級別が 1 級または 3 級と同程度の身体障がい者または手帳未交付身体障がい児 または (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	難病患者等または介護者が容易に使用し得るもの	2 年
火災報知器 (15,500 円)	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみで構成される世帯 (当該世帯に準ずる世帯を含む。) に属する方で (1) 級別が 2 級以上の身体障がい者 または (2) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8 年

用具の名前 (基準額)	障がい及び程度	用途・性能	耐用 年数
自動消火器 (28,700 円)	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみで構成される世帯(当該世帯に準ずる世帯を含む。)に属する方で (1)級別が2級以上の身体障がい者 または (2)重度知的障がい者 または (3)難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
動脈血中酸素飽和度測定器 〔パルスオキシメーター〕 (173,250 円)	主治医の意見書により、この装置が必要と認められる方で (1)呼吸器機能障がいまたは心臓機能障がいがあり、医療保険における在宅酸素療法を行い、または人工呼吸器を装着している身体障がい者 (2)(1)と同程度の状態にある身体障がい者 または手帳未交付障がい児 (3)(1)と同程度の障がいまたは状態にある難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	2年
パルスオキシメーター 粘着式測定 センサー (13,860 円/月)	動脈血中酸素飽和濃度測定器(パルスオキシメーター)の使用において、必要であると認められる方		
電源確保用機器 (発電機、蓄電池等) 176,000 円	電気式の人工呼吸器、酸素濃縮器、ネブライザー(吸入器)、たん吸引器またはパルスオキシメーターを使用している者であって、電気が使用できない場合に生命または健康への重大な影響が懸念される方	人工呼吸器の使用または人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの	6年
頭部保護帽 〔スポンジ及び革製のもの〕 (15,200 円) 〔スポンジ、革及びプラスチック製のもの〕 (36,750 円)	てんかんの発作等により、頻繁に転倒するおそれのある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1)重度知的障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	転倒の際に頭部を保護するためのヘルメット型の用具で、スポンジや革を主原料にして作成されたもの	3年

用具の名前 (基準額)	障がい及び程度	用途・性能	耐用 年数
ストーマ用装具 (蓄便袋 9,460 円/月) (蓄尿袋 12,430 円/月)	ぼうこうまたは直腸の機能障がいがある身体障がい者または手帳未交付身体障がい児であって、人工肛門または人工ぼうこうを増設した方 ※6か月分の一括申請ができます。	①低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。皮膚保護剤等ストマ用品を含む。 ②低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。皮膚保護剤等ストマ用品を含む。	
ストーマ用装具代替品 (紙おむつ 12,600 円/月) (浣腸装具 17,200 円/月) 〔排尿〕 サラシ・ガーゼ・脱脂綿 (9,460 円/月) 〔排便〕 サラシ・ガーゼ・脱脂綿 (12,430 円/月)	3歳以上の方で (1)二分脊椎により排尿または排便の機能に係る障がいがあり、紙おむつ等の用具類を必要とする方 または (2)ストーマの著しい変形またはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ用装具を装着できない方 または (3)主治医の意見書により、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいがあり排尿または排便の意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を要すると認められる方 または (4)その他町長が特に必要と認められた方	紙おむつ、尿取りパット、サラシ、ガーゼ、脱脂綿が給付対象。 ※サラシ・ガーゼ・脱脂綿、浣腸装具については、(1)に該当する者に限りです。 ※6か月分の一括申請ができます。 ※一部の店舗において店頭購入することができます。	
食事補助用具 (5,500 円/月)	主治医の意見書により、この用具が必要と認められるもの (1)そしゃく機能の障がいまたは上肢の機能に係る肢体不自由がある身体障がい者 または (2)(1)と同程度の障がいがある身体障がい者または手帳未交付身体障がい児 または (3)(1)と同程度の障がいがある難病患者等	障がい者(児)や介助者が容易に食事ができるよう補助するもの	

用具の名前 (基準額)	障がい及び程度	用途・性能	耐用 年数
気管切開用医療機器 〔カフ圧計〕 (35,000 円)	カフ付き気管カニューレの留置の必要があり、主治医の意見書により、この器具が必要と認められる方で (1)呼吸器機能の障がいがある身体障がい者 または (2) (1)と同程度の障がいがある身体障がい者または手帳未交付身体障がい児 または (3) (1)と同程度の障がいがある難病患者等	呼吸器障がい等により気管切開を行い、カフ付き気管カニューレを長期的に留置する場合にその調整に用いるもの	2年